

4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制

の確保の内容に関する事項

1) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進

に関する方針

岡山県や関係機関と連携し、幼児教育アドバイザーの派遣による就学前教育にかかる研修会等、幼稚園教諭や保育士等の子育て事業従事者を対象とした各種研修の実施や受講の推進、保育所支援事業等を実施することにより、今後も質の高い教育・保育を提供するための人材育成を支援します。また、教育・保育の一体的な提供に向け、保護者に対して乳児等通園支援事業所や教育・保育施設等の広報・情報提供等を行い、また、関係機関相互での情報共有や指導方針等を双方に協議する場づくり等を行います。

2) 乳児等通園支援事業所、教育・保育施設及び小学校の連携に関する方針

乳児等通園支援事業所、幼稚園、保育所等及び小学校が連携し、円滑な接続に向けて、保護者への情報提供や、相互の情報交換、教育内容・指導方法について理解を深める場を設けます。

また、幼稚園、保育所及び小学校の連携については、幼児と小学生とが交流する機会を設ける等、小学校接続カリキュラムを実施することで、幼稚園、保育所及び小学校の連携を強化し、幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へつなげていきます。